

浜松市老人ホーム入所判定実施について（内規）

1．老人ホーム入所判定委員会

委員会は、入所措置及び入所継続の要否について判定を行い、その結果を報告することを業務とするもので、最終的な入所措置等の決定は、その報告を勘案して各区の福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が行うものである。

2．状況把握

福祉事務所長は、在宅福祉サービスの活用状況を勘案し、十分検討のうえ委員会に判定を依頼すること。

3．措置決定

- (1) 福祉事務所長は、老人ホームへの入所措置を決定する際には、入所希望者及びその家族等に対して、措置制度の仕組みや、老人福祉施設の種類とそれぞれの機能について事前に十分説明し、状況等の変化により措置変更等を実施する可能性があることについて理解を求めておくこと。
- (2) 老人ホーム入所判定後、入所するまでに相当の期間を要する場合で、本人及びその家族等の状況が入所判定時と比べ著しく変動し、入所要件と合致しないと福祉事務所長が判断する場合は、必要に応じ再度判定を行うこと。

4．措置変更

- (1) 老人ホームに入所中の者に係る措置継続の要否判定については、老人ホーム等との連絡を密にし、入所者及びその家族の状況について把握に努め、必要に応じ判定を行うこと。
- (2) 措置変更等に際しては、入所者及びその家族の意思を十分聴取するとともに、措置の趣旨について十分説明し、理解と協力を得たうえで措置変更等を行うこと。
- (3) 家庭復帰可能な者については、その家族等に対し在宅の各種保健福祉施策について説明をし、十分話し合い、可能な限り自宅で生活することについて、指導、助言を行うこと。

5．代理出席

委員の都合で出席ができない場合、次の委員については代理出席でも可とする。

- (1) 老人福祉施設長 副施設長・生活相談員
- (2) 保健所長 保健予防課長
- (3) 地域包括支援センター長 地域包括支援センター職員

6．会議

委員会は、原則として3ヶ月に1回開催することとするが、対象件数に応じて調整することもできる。ただし、緊急に判定を必要とする場合には、適宜委員会を開催し処理することができることとする。

7．老人ホーム入所判定審査会

審査会は、入所措置及び入所継続の要否について、委員会において判定困難な場合は、必要な審査及び助言を行い、その結果を市長に報告することを業務とするもので、最終的な入所措置の決定は、その報告を受けた市長からの通知を勘案して福祉事務所長が行うものである。

8．状況把握

審査会は、判定するにあたり、在宅福祉サービスの活用状況を十分検討のうえ、委員会において判定の困難を生じている事項について、可能な限りの予備調査を実施するものとする。

9．入所判定委員会委員に対する報償費

次の委員に対しては、別に定める報償費及び浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例に基づく旅費を支給する。

- (1) 医師（内科医）
- (2) 医師（精神科医）
- (3) 地域包括支援センター長
- (4) 老人福祉施設長

老人ホーム入所判定実施について（内規）9．に規定する、老人ホーム入所判定委員会委員に対する報償費は、下記の額とする。

- (1) 医師（内科医） 13,700円
- (2) 医師（精神科医） 13,700円
- (3) 地域包括支援センター長
13,700円
- (4) 老人福祉施設長 13,700円

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。